

証券業協会の店頭売買有価証券事務に関する省令（平成四年大蔵省令第四十四号）

改正案	現行
<p>店頭売買有価証券市場等に関する省令</p> <p>（店頭売買有価証券の登録の届出）</p> <p>第一条 協会は、法第七十七条の規定により店頭売買有価証券の登録について届出をしようとするときは、次の各号に定める書類を大蔵大臣（財務局長又は財務支局長への権限委任に関する省令（平成四年大蔵省令第六十四号。以下「権限委任省令」という。）第四条第四項の規定により大蔵大臣の当該権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長）に提出しなければならない。</p> <p>一 登録届出書</p> <p>二 当該店頭売買有価証券の登録が法第七十六条第一項第一号の規定により当該協会が規則に定める基準及び方法に適合していることを示す書類</p> <p>三 その他当該店頭売買有価証券に関し参考になる資料</p> <p>2 前項の届出は、当該店頭売買有価証券の登録を行おうとする日の七日前までに、しなければならない。ただし、当該店頭売買有価証券市場に既に登録されている株券の発行者が新たに発行する株券を、発行日取引日より登録しようとするときは、当該株券を登録しようとする日の前日</p>	<p>証券業協会の店頭売買有価証券事務に関する省令</p> <p>（登録の取消請求）</p> <p>第二条 店頭売買有価証券の発行者は、法第七十九条第一項第一号の規定により当該店頭売買有価証券の登録の取消しの請求をしようとするときは、登録取消請求書にその理由を記載して大蔵大臣に提出しなければならない。</p>

までに、届出をしなければならない。

(店頭売買有価証券の登録取消しの届出)

第二条の二 協会は、法第七十七条の規定により店頭売買有価証券の登録の取消しについて届出をしようとするときは、次の各号に定める書類を大蔵大臣（権限委任省令第四条第四項の規定により大蔵大臣の当該権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長）に提出しなければならない。

一 登録取消届出書

二 当該店頭売買有価証券の登録の取消しが法第七十六条第一項第一号の規定により当該協会が規則に定める基準及び方法に適合していることを示す書類

三 当該店頭売買有価証券の登録取消しについての発行者の同意の有無を記載した書類

2 | 前項の届出は、当該店頭売買有価証券の登録の取消しを行おうとする日の七日前までに、しなければならない。ただし、発行者に次の各号に掲げる事実が発生したときは、当該店頭売買有価証券の登録の取消しを行おうとする日の前日までに、届出をしなければならない。

一 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分

二 破産、和議開始又は更正手続開始の申立て

三 営業又は事業の全部の休止又は廃止

四 前各号に掲げる事実のほか、速やかに登録を取り消す必要があるも

のとして当該協会が規則に定めるもの

(店頭売買有価証券市場での売買等に係る報告)

第三条 協会員(店頭売買有価証券市場を開設する協会の協会員に限る。以下この条及び第四条において同じ。)は、法第七十九条の二第一号から第三号までに掲げる事項について報告(以下この条において「報告」という。)を行おうとするときは、その所属する協会の定める様式に同条同号に定める事項を記載し、当該協会に提出しなければならない。ただし、当該協会がその協会員に迅速な報告を行わせるためにその規則において指定する方法による場合は、この限りでない。

2 (略)

(取引所有価証券市場外での売買等に係る報告)

第三条の二 法第七十九条の二第四号に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(売買成立等の報告)

第三条 協会員は、法第七十九条の二の報告(以下単に「報告」という。)を行おうとするときは、その所属する協会の定める様式に同条に定める事項を記載し、当該協会に提出しなければならない。ただし、当該協会がその協会員に迅速な報告を行わせるためにその規則において指定する方法による場合は、この限りでない。

2 (略)

3 協会が特に指定する協会員(この号において「指定協会員」という。)

()が取り次いで売買が成立した場合については、指定協会員以外の協会員は当該売買に係る報告を行うことを要しない。指定協会員以外の協会員が自己の計算において指定協会員に売付け又は買付けの申込みをした場合であつて次条第一項に掲げる場合に該当する場合及び指定協会員以外の協会員が他人の計算において行う売買を受託し、指定協会員に取り次いだ場合であつて同条第二項に掲げる場合に該当する場合も同様とする。

一 売買が成立した日時

二 売り又は買いの別

三 自己又は委託の別（当該協会員が自己の計算によって行った売買であるか、又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行った売買であるかの別をいう。）

（売買が成立していない場合）

第四条 法第七十九条の二第二号に規定する自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした後、当該売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合は、協会員が自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした後、午後三時現在（当該協会員の所属する協会の業務時間が午後三時に終了する場合にあつては、午前十一時現在。以下同じ。）において、当該売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合とする。

2 法第七十九条の二第三号に規定する店頭売買有価証券の売買の受託等をした後、当該受託等に係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合は、協会員が店頭売買有価証券の売買の受託等をした後、午後三時現在において、当該受託等に係る売買が成立していない場合とする。

（協会員への通知及び公表）

第五条 協会は、法第七十九条の三の規定による通知及び公表を行おうとするときは、当該協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売

（売買が成立していない場合）

第四条 法第七十九条の二第二号に規定する自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした後、当該売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合は、協会員が自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした後、午後三時現在（当該協会員の所属する協会の業務時間が午後三時に終了する場合にあつては、午前十一時現在。以下同じ。）において、当該売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合とする。

2 法第七十九条の二第三号に規定する他人の計算において行う店頭売買有価証券の売買を受託した後、当該受託に係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合は、協会員が他人の計算において行う店頭売買有価証券の売買を受託した後、午後三時現在において、当該受託に係る売買が成立していない場合とする。

（協会員への売買高等の通知及び相場表の公表）

第五条 協会は、法第七十九条の三第一項の規定による通知を行う場合は、その登録する店頭売買有価証券について、銘柄別に毎日の売買高及び

買有価証券の売買については別表一に定める事項を、上場株券等の取引所有価証券市場外での売買については別表二に定める事項を、その規則の定める方法によりその協会員に通知し、公表しなければならない。

(大蔵大臣への報告)

第六条 協会は、法第七十九条の四第一項の規定による報告を行おうとするときは、当該協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買については別表三に定める事項を、上場株券等の取引所有価証券市場外での売買については別表四に定める事項を、大蔵大臣に報告しなければならない。

別表一（第五条関係）

通知及び公表の区分	通知及び公表事項	注意事項
売買の成立の後、速やかに	売買成立日時、有価証券の種類、銘柄、売買成立価格及び数量	

2 売買取引成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）（午後三時現在における直近の売買取引成立価格をいう。以下同じ。）をその規則の定めるところにより、その協会員に通知しなければならない。

2 法第七十九条の三第二項の規定による相場表は、別表一に定めるところにより作成しなければならない。

(店頭売買報告書の記載内容)

第六条 法第七十九条の四第一項の規定による店頭売買報告書は、別表二に定めるところにより作成しなければならない。

別表一（第五条関係）

記載事項	記載上の注意
銘柄及び売買取引成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）	一 有価証券の種類ごとに区分して記載すること。 二 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。

別表二（第六条関係）

通知及び 通知及び公表事項	注意 事項	毎日	<p>一 総取引高</p> <p>二 株券、出資証券、新株引受権証券、新株引受権証券（以下「株券等」という。）は、銘柄別に、額面金額、売買取引成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量</p> <p>三 転換社債券及び新株引受権付社債券（以下「転換社債券等」という。）は、銘柄別に、発行価格、売買成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量</p>
		<p>一 総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。</p> <p>二 有価証券の種類ごとに区分すること。</p> <p>三 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。</p> <p>四 株券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知及び公表することである。</p> <p>五 転換社債券等の発行価格は、毎月一回通知及び公表することである。</p> <p>六 最高価格、最低価格及び最終価格は、その日に成立した最高、最低及び最終の価格を通知及び公表すること。</p>	

別表二（第五条関係）

書類の種類	提出区分	記載事項	記載上の注意
相場表	毎日及び毎月	<p>一 株券、出資証券及び新株引受権証券（以下「株券等」という。）は、銘柄、額面金額及び売買取引成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）</p> <p>二 社債券は、銘柄、発行価格及び売買取引成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）</p>	<p>一 有価証券の種類ごとに区分して記載すること。</p> <p>二 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。</p> <p>三 株券等の額面金額は、毎月の相場表についてのみ額面五十円以外のものにつき記載することである。</p> <p>四 社債券の発行価格は、毎月の相場表についてのみ記載することである。</p> <p>五 毎日の相場表における最高価格及び最低価格は、その日に成立した最高及び最低の価格を、毎日の相場表における最高価格及び最低価格は、その</p>

別表三（第六条関係）

公表の区分	<p>売買の成立の後、速やかに</p> <p>売買成立日時、有価証券の種類、銘柄、売買成立価格及び数量</p>	<p>毎日</p> <p>一 総取引高</p> <p>二 株券、出資証券、新株引受権証券、新株引受権証券（以下「株券等」という。）は、銘柄別に、額面金額及び数量</p> <p>三 転換社債券及び新株引受権付社債券（以下「転換社債券等」という。）は、銘柄別に、発行価格及び数量</p>
		<p>一 総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。</p> <p>二 有価証券の種類ごとに区分すること。</p> <p>三 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。</p> <p>四 株券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知及び公表することである。</p> <p>五 転換社債券等の発行価格は、毎月一回通知及び公表することである。</p>

<p>報告書</p> <p>売買高</p>	<p>銘柄別に</p> <p>ついては、</p> <p>毎日及び毎月</p>	<p>銘柄別の売買高</p> <p>報告書は、銘柄、</p> <p>数量及び金額</p>	<p>月に成立した最高及び最低の価格を記載すること。</p> <p>六 毎月の相場表には、最終価格に代えてその月における平均価格（総売買代金を総売買数量で除した価格）を記載すること。</p>
<p>協会員別</p> <p>分について</p> <p>は、毎月</p>	<p>協会員別の売買</p> <p>高報告書は、売り</p> <p>又は買いの別、数</p> <p>量及び金額</p>	<p>一 有価証券の種類ごとに区分して記載すること。</p> <p>二 取引日数、一日平均売買高（総売買高を取引日数で除したもの）を記載した書面を添付すること。</p>	

報告の区分	毎日	報告事項	注意事項
	<p>一 総取引高</p> <p>二 株券、出資証券、新株引受権証券、新株引受権証券（以下「株券等」という。）は、銘柄別に、額面金額、売買成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量</p> <p>三 転換社債券及び新株引受権付社債券（以下「転換社債券等」という。）は、銘柄別に、発行価格、売買成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量</p>	<p>一 総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。</p> <p>二 有価証券の種類ごとに区分すること。</p> <p>三 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。</p> <p>四 株券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき報告することである。</p> <p>五 転換社債券等の発行価格は、毎月一回報告することである。</p> <p>六 最高価格、最低価格及び最終価格は、その日に成立した最高、最低及び最終の価格を報告すること。</p>	

毎月	報告の区分	毎日
<p>協会員別の売り又は買いの別、数量及び金額</p>	<p>報告事項</p>	<p>一 総取引高 二 株券、出資証券、新株引受権証券、新株証券（以下「株券等」という。）は、銘柄別に、額面金額及び数量 三 転換社債券及び新株引受権付社債券（以下「転換社債券等」という。）は、銘柄別に、発行価格は、</p>
<p>一 有価証券の種類ごとに区分すること。 二 売買日数、一日平均取引高（総取引高を売買日数で除したものをいう。）を記載した書類を添付すること。</p>	<p>注意事項</p>	<p>一 総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。 二 有価証券の種類ごとに区分すること。 三 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。 四 株券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき報告することです。</p>

別表四（第六条関係）

毎月	
協会員別の売り又は買いの別、数量及び金額	及び数量
<p>一 有価証券の種類ごとに区分すること。</p> <p>二 売買日数、一日平均取引高（総取引高を売買日数で除したものをいう。）を記載した書類を添付すること。</p>	<p>五 転換社債券等の発行価格は、毎月一回報告すること で足りる。</p> <p>りる。</p>